

## 長崎県立大学転学部・転学科に関する規程

〔平成21年4月1日〕  
規 程 第 4 号

改正 平成27年3月3日規程第56号  
改正 平成28年2月2日規程第7号  
改正 令和2年3月24日規程第48号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学学則（平成20年規則第1号）第43条の規定に基づく転学部・転学科の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(転学部・転学科の時期)

第2条 転学部・転学科の時期は、学年の始めとする。

(出願資格)

第3条 転学部・転学科は、本学に在籍する全ての者が出願できる。

(転学部・転学科の手続)

第4条 転学部・転学科を志願する者は、所定の期日までに次の各号の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 転学部・転学科願（様式第1号）
- (2) 当該年度第2学期までの成績証明書
- (3) 理由書（任意様式）

一部改正 [平成27年規程第56号、平成28年規程第7号]  
一部改正 [令和2年規程第48号]

(審査及び許可)

第5条 転学部・転学科の審査は、志願先の学科が次の各号により行い、その結果を学長へ報告するものとする。

- (1) 転学部・転学科を志願する理由
- (2) 既に履修した授業科目の成績
- (3) 入学試験の成績
- (4) 必要により特別に行う学力試験（小論文を含む）
- (5) 面接

2 学長は前項の審査結果の報告を受けて、転学部・転学科の許可を行うものとする。

一部改正 [平成27年規程第56号、平成28年規程第7号]

(受入年次)

第6条 転学部・転学科の受入年次は、学長が決定する。

- 2 第2年次への転学部・転学科は、出願時において既修得単位数が16単位以上でなければならない。
- 3 第3年次又は第4年次への転学部・転学科は、志願する学部学科の進級要件を満たしていなければならない。

一部改正 [平成27年規程第56号、平成28年規程第7号]

(既修得単位の認定)

第7条 転学部・転学科を許可された者の既修得単位の認定は、学長が行う。

一部改正 [平成27年規程第56号]

(転学部・転学科の制限)

第8条 転学部・転学科を許可された者は、再び転学部・転学科を願い出ることはできない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、転学部・転学科に関して必要な事項は、別に定める。

一部改正 [平成27年規程第56号]

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月3日規程第56号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月2日規程第7号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月24日規程第48号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

転学部・転学科願

長崎県立大学長 様

学部学科 学部 学科  
学籍番号  
氏 名  
生年月日 年 月 日

私は、下記理由により、令和 年 月 日付で 学部  
学科に転学部・転学科したいので許可くださるようお願いします。

記

<理由> 別添の理由書のとおり

令和 年 月 日

願出人氏名 印  
保護者氏名 印